

事 務 連 絡
平成 2 8 年 8 月 1 0 日

法科大学院を置く
各国公私立大学 事務局 御中

文部科学省高等教育局専門教育課長
浅 野 敦 行

法科大学院教育状況調査の実施について

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただき、誠にありがとうございます。
す。

「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成 2 7 年 6 月 3 0 日 法曹養成制度改革推進会議決定）」において、文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとされています。

これを踏まえ、文部科学省では、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院教育状況調査ワーキング・グループの協力を得て、別添資料「法科大学院教育状況調査実施方針について」に基づき、客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対し、必要に応じて改善の取組を促すことを目的として教育実施状況調査を実施することと致しましたので御承知おきください。

(本件担当)
高等教育局専門教育課
専門職大学院室法科大学院係
TEL : 03-5253-4111 (内線 3349)
E-mail : sen-ps@mext.go.jp

法科大学院教育状況調査実施方針について

1. 趣旨

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)を踏まえ、文部科学省が、客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対し、法科大学院教育状況調査ワーキング・グループの協力を得て教育実施状況等の調査を行い、必要に応じて改善の取組を促す。

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)
第3 法科大学院 2 具体的方策 (1) 法科大学院の組織見直し (抄)

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

2. 書面調査

(1) 目的

客観的指標の水準を下回る法科大学院における教育実施状況を把握し、必要に応じて改善の取組を促す。また、ヒアリング調査対象校の選定及び調査時の基礎資料として用いる。

(2) 対象校

以下 (i) ~ (iii) のいずれかに該当する法科大学院を対象とする。

(i) 入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合

(ii) 入学定員充足率が50%未満の場合、
又は、入学者数が10名未満の場合

(iii) 司法試験累積合格率全国平均の半分未満の場合、
又は、単年合格率が3年中1回以上、全国平均半分未満の場合

※ (i)、(ii) については平成28年度、
(iii) については平成27年までの実績を適用

(3) 実施方法

以下の項目について書面調査を行う。(提出期限：9月9日(金))

- ・ 入学者の質の確保及び入学者数の適正な管理に関する事項
- ・ 教育の質の向上のための取組
- ・ 組織見直しなどの検討状況
- ・ その他 法科大学院の抱える課題と対応状況

3. ヒアリング調査

(1) 目的

各法科大学院について課題が認められる事項を中心にヒアリング調査を行い、教育状況について意見交換を行うとともに、改善に向けた助言を行う。また、書面調査と併せて、実地調査対象校の選定及び調査時の基礎資料として用いる。

(2) 対象校

以下 (i) ~ (iv) のいずれかに該当する法科大学院を対象とする。

(i) 入学者選抜における競争倍率が1.5倍未満の場合

(ii) 入学定員充足率が3年連続50%未満の場合、又は、入学者数が10名未満の場合

(iii) 司法試験累積合格率が全国平均の半分未満の場合、又は、単年度合格率が3年中2回以上平均半分未満の場合

(iv) 書面調査の結果、更なる調査が必要と判断される場合

※ (i)、(ii) については平成28年度、
(iii) については平成28年までの実績を適用

※ ただし、書面調査の結果、上記 (i) ~ (iii) に該当する場合であっても、更なる調査が不要と判断される場合は、対象校から除く可能性がある。

(3) 実施方法

- ・文部科学省と法科大学院教育状況調査WG委員が書面調査の結果を基に実施。
- ・1校につき1時間弱程度の予定。
- ・文部科学省内において実施。

4. 実地調査

(1) 目的

書面・ヒアリング調査に加え実地調査を実施し、授業方法などの教育実施状況を把握することで、改善に向けたより適切な助言を行う。

(2) 対象校

- ・ヒアリング調査の結果、改善の取組が不十分と認められる法科大学院を対象とする。

(3) 実施方法

- ・ 文部科学省と法科大学院教育状況調査WG委員が、授業視察、教員との意見交換、定期試験の内容及び答案確認などを実施。
- ・ 対象校は3～5校程度を想定。(1校につき4時間程度)

5. 実施スケジュール

平成 28 年

書面調査 (提出期限 : 9 月 9 日)

8 月下旬 ヒアリング調査※の事前日程調整

※ ヒアリング調査の対象となる可能性のある大学
に対して暫定的に調整

9 月中旬 ヒアリング調査対象校の確定及び日程調整

※ 司法試験の結果及び書面調査の結果を踏まえ選定
(合格発表日 : 9 月 6 日)

10 月 ヒアリング調査

12 月 実地調査

法科大学院教育状況調査ワーキング・グループの設置について

平成28年5月11日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「法科大学院教育状況調査ワーキング・グループ」（以下、「教育状況調査ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）」等を踏まえ、法科大学院教育の質の向上のため、客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等に関する専門的な調査・分析を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 教育状況調査ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 教育状況調査ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、教育状況調査ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

教育状況調査ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成29年2月14日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

教育状況調査ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 教育状況調査ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他教育状況調査ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が教育状況調査ワーキング・グループに諮って定める。

第8期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 法科大学院教育状況調査ワーキング・グループ委員名簿

専門委員：平成28年8月8日発令

○：主査

○磯村保	早稲田大学大学院法務研究科教授
笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授
片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
木村光江	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授
佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
阪口正二郎	一橋大学大学院法学研究科教授
中川丈久	神戸大学大学院法学研究科長・教授

7名

(特別専門委員)

今泉亜希子	弁護士
藤原浩	弁護士
細田啓介	司法研修所教官
松本朗	法務省大臣官房司法法制部付兼大臣官房付

4名

計 11名

※特別専門委員には、必要に応じて特別に参画いただき、実務経験を活かしたコメント等をいただくことを想定

磯村委員、片山委員、木村委員の発令日は平成27年5月11日

笠井委員、佐伯委員の発令日は平成28年5月26日